

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京都府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

告示	ページ	告示	ページ
○落札者の決定 (情報政策課)	609	○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	610
○建築士法に基づく懲戒処分 (建築指導課)	〃	○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区選挙人名簿に登録されている者の数	〃
選挙管理委員会		収用委員会	
○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	610	○裁決手続の開始の決定	611

告示

京都府告示第444号

落札者を次のとおり決定した。

令和7年9月5日

京都府知事 西脇隆俊

- 業務の名称及び数量
京都デジタル排水ネットワーク更新等業務 一式
 - 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総合政策環境部情報政策課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
 - 落札決定日
令和7年6月30日
 - 落札者の名称及び所在地
京都デジタル排水ネットワーク更新等業務に関するNTT西日本グループ共同企業体
大阪市都島区東野田町四丁目15番82号
 - 落札金額
2,084,500,000円
 - 契約の方法
一般競争入札
 - 入札公告日
令和7年5月20日
- 業務の名称及び数量

京都デジタル排水ネットワーク(サブネットワーク)更新等業務 一式

- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府総合政策環境部情報政策課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 落札決定日
令和7年7月18日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社オプテージ
大阪市中央区城見二丁目1番5号
- 落札金額
169,083,750円
- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
令和7年6月3日

公告

建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第10条第1項の規定により、次のとおり二級建築士に対する懲戒処分を行った。

令和7年9月5日

京都府知事 西脇隆俊

処 分 年 月 日	建築士の氏名、種別及 び登録番号	処分の内容	処分の原因と なった事実
令 7. 8. 21	築山 武史 二級建築士 京都府知事登録第6663 号	戒告	法第22条の2 第2号に規定 する二級建築 士定期講習を 期限内に受講 しなかった。 このことは、 法第10条第1 項第1号に該 当する。
〃	中道 幸一郎 二級建築士 京都府知事登録第8485 号	〃	〃
〃	平尾 善史 二級建築士 京都府知事登録第 11740号	〃	〃
〃	鈴木 隆史 二級建築士 京都府知事登録第 15687号	〃	〃
〃	阪梨 誠 二級建築士 京都府知事登録第 20158号	〃	〃
〃	坂井 拓也 二級建築士 京都府知事登録第 20430号	〃	〃

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第67号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和7年9月5日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

41,098人

京都府選挙管理委員会告示第68号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和7年9月5日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

356,863人

京都府選挙管理委員会告示第69号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和7年9月5日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

北	区	29,679人
上	京 区	20,742人
左	京 区	40,467人
中	京 区	29,491人
東	山 区	9,186人
山	科 区	35,772人
下	京 区	21,546人
南	区	27,339人
右	京 区	53,142人
西	京 区	39,719人
伏	見 区	73,331人
福	知 山 市	20,463人
舞	鶴 市	21,038人
綾	部 市	8,730人
宇	治市及び久世郡	54,211人
宮	津市及び与謝郡	10,702人
亀	岡 市	24,019人
城	陽 市	20,778人
向	日 市	15,559人

長岡京市及び乙訓郡	27,161人	京 丹 後 市	14,182人
八 幡 市	18,944人	南丹市及び船井郡	11,934人
京田辺市及び綴喜郡	23,590人	木津川市及び相楽郡	33,250人

収 用 委 員 会

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和7年9月5日

京都府収用委員会

- 1 起業者の名称
京都市長
- 2 事業の種類
一級河川淀川水系善峰川改修工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
別表のとおり
- 4 土地所有者の氏名及び住所
別表のとおり
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
別表のとおり
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
令和7年8月27日

別表

所在地		裁決手続開始を決定した土地				収用しようとする 土地の面積 (㎡)
		地目	地積 (㎡)	実測	土地の面積 (㎡)	
所在	地番	土地登記	現況	土地登記	実測	土地の面積 (㎡)
京都市西 京区大原 野上羽町	173番	堤	宅地	119	121.77	121.77 (収用対象は、別 添用地平面図のと おり)

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
不明 (土地登記簿上の名義人 被相続人 亡 (持分30分の1) 上記被相続人の法定相続人の一部又は全員)		なし	—	—
法定相続人				

土地登記簿上の名義人 被相続人 亡 上記被相続人の相続人	相続人	

